

飯山市森林経営管理制度実施方針

令和4年3月

1. 趣旨

飯山市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、飯山市に存する森林について森林管理が円滑に行われるよう飯山市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2. 基本方針

飯山市の私有林について、森林所有者（管内林業事業体への長期施業委託を含む）による森林整備を森林経営計画の策定を通じ促しつつ、適切な経営管理が行われていない森林を「対象森林」として、当該対象森林が有する木材生産や防災・減災等の多面的機能の維持・増進を図るため、「経営林」、「環境林」に区分し、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進める。

なお、対象森林の整備方法については、今後の森林管理を円滑に行うために「境界明確化」を進めるとともに、森林所有者への「意向調査」を実施し、調査結果を踏まえ決定する。

3. 対象森林の考え方

対象森林は、下記(1)に該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない森林」（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、実施方針の策定以降、必要に応じ随時追加又は除外できるものとする。

対象森林の面積及び位置	面積： 1,744 ha	位置：別紙1のとおり
-------------	--------------	------------

(1) 対象森林から除外する森林（次のいずれかに該当する森林）

ア 公的管理が行われている森林（県有林（県行造林地を含む）、市有林及び公的団体（国立研究法人森林研究・整備機構森林整備センター、一般社団法人長野県林業公社等）が管理する森林

イ 天然林

ウ 保安林

エ 森林経営計画対象森林

オ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林

(2) 対象森林の追加又は除外

ア 追加する森林

- ・森林所有者の申出や地域住民の要望により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる人工林
- ・森林経営計画対象林班に置いて、長期施業委託不同意森林（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、当該森林の多面的機能の維持・増進や周辺森林の施業実施上同意取得が必要と認められる人工林
- ・その他、新たに防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林

イ 除外する森林

- ・集約困難な矮小森林
- ・今後の現地調査等により施業の実施が困難な森林及び施業の必要が無いと認められる人工林

(3) 対象森林の区分

対象森林については、当該森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等から次の区域に区分する。

ア 経営林（木材生産振興区域）

樹種や傾斜等自然的条件、林道からの距離等地理的条件から、木材生産を継続していくことが望ましい森林（令和4年3月現在、対象森林はない）

イ 環境林（防災・減災機能等維持増進区域）

- ・山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）
- ・居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- ・観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林
- ・森林の公益的機能の維持・増進を図ることが望ましい森林

4. 意向調査

(1) 意向調査の実施方法

対象森林を所有する者又は管理する権限等を有する者（以下「調査対象者」という）に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の移行等について「アンケート形式」により郵送で実施する。

なお、調査対象者が飯山市内に在住または勤務している場合にあつては、地区説明会や個別対応（訪問説明、回答回収等）も可能な範囲で実施するものとする。

(2) 意向調査の実施区域及びスケジュール等

実施区域は別紙1のとおりとし、令和4年度から開始（現地調査等の準備を含む）する。

なお、対象区域の実施順は対象森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等を鑑み、優先度の高い区域から順次進めるものとする。

5. 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業が無い場合を

除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう、林業事業体と調整を進める。

(1) 林業事業体の森林経営計画による管理

林業経営に適すると判断される場合は、管内林業事業体と連携・調整のうえ、森林所有者から林業事業体への委託を促し、森林経営計画の策定による管理を進める。

(2) 三者協定による経営管理

上記(1)による経営管理に適さない森林は、管内林業事業体と連携・調整のうえ、森林所有者、林業事業体の長、及び飯山市長（長野県森林づくり県民税活用事業の補助対象となる場合は長野県北信地域振興局長）の三者による整備協定の締結により森林整備を進める。

(3) 森林経営管理権の設定

森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定は、原則的に行わないが、上記(1)又は(2)での経営管理の実施が困難となった場合は設定等を検討するものとする。

6. 実施費用

実施方針に基づき飯山市が実施する意向調査や境界明確化、森林経営管理に係る補助金等に必要な経費は、森林環境譲与税及び飯山市森林環境譲与税基金を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

7. その他特記事項

(1) 実施方針の公表

実施方針については、市のホームページ等により公表する。

また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、県林業普及指導員や管内林業関係者等の意見を聞きながら随時見直しを行う

(2) 調査結果の反映

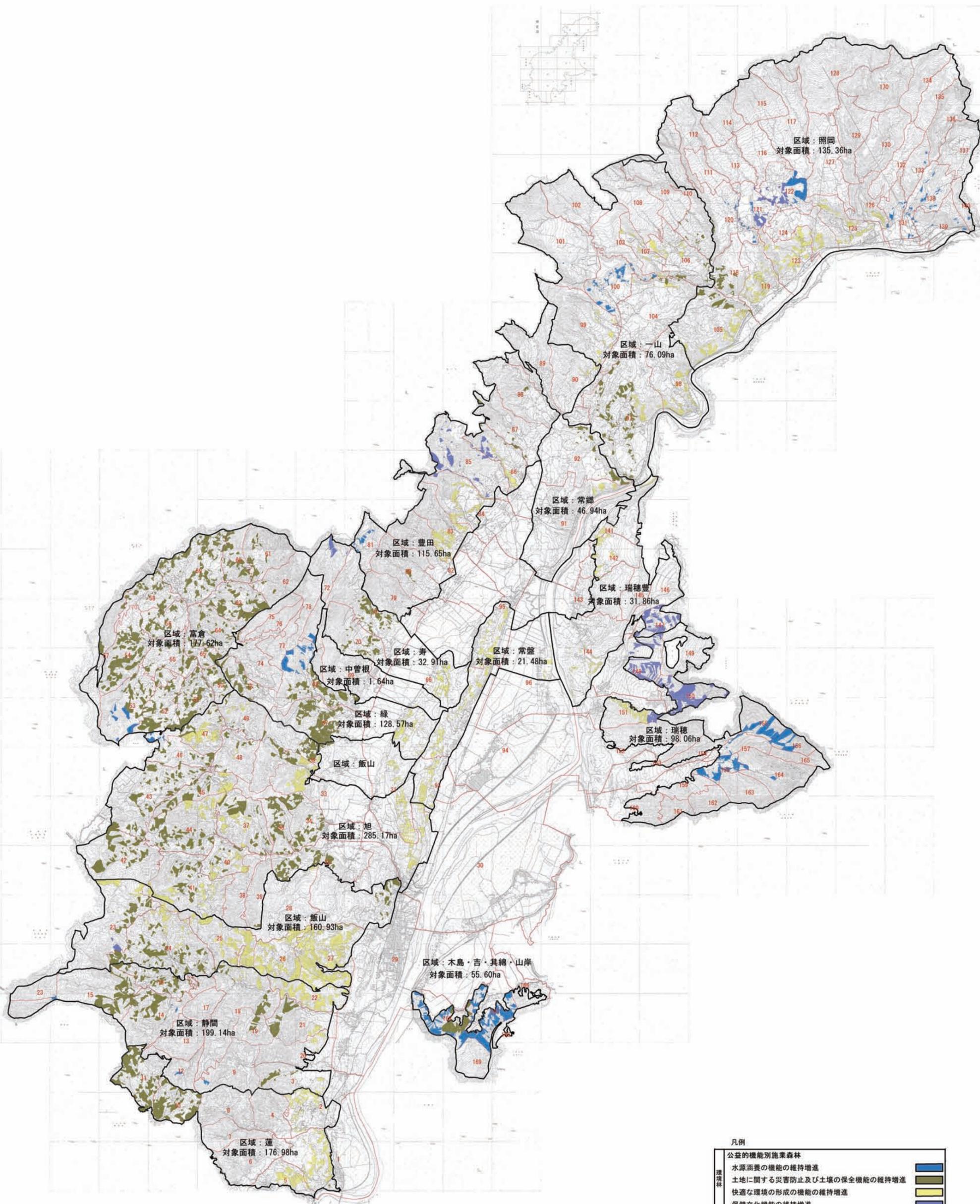
実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林場や林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。

(3) 実施体制

実施方針に基づく一連の業務は現在の体制で開始するが、今後の市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、北信地域振興局及び北信地域の市町村と連携し情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。

別紙 1

対象森林の面積及び位置



凡例

公益的機能別施策森林	
水源涵養の機能の維持増進	
土地に関する災害防止及び土壌の保全機能の維持増進	
快適な環境の形成の機能の維持増進	
保健文化機能の維持増進	